

岩手県告示第407号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、次の法人を同法第34条に規定する業務を行う者として指定した。

平成23年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人翔友	釜石市千鳥町一丁目 1 番 6 号	釜石市中妻町一丁目 4 番20号	平成23年 6 月 1 日